

## 利用者団体登録の概要及び今後の方向性等について

(令和2年2月18日 行政経営課)

### 1 利用者団体登録及び施設使用手続き

#### (1) 利用者登録

施設利用を希望する団体は、各施設窓口で公共施設利用者登録票を提出し、利用者登録を受ける。

このとき利用可能施設として公共施設予約システム上に初期登録される施設は、総合体育館、カルチャーパーク野球場、大根公園、サンライフ鶴巻、文化会館、立野緑地庭球場の6施設。

#### (2) 利用団体登録

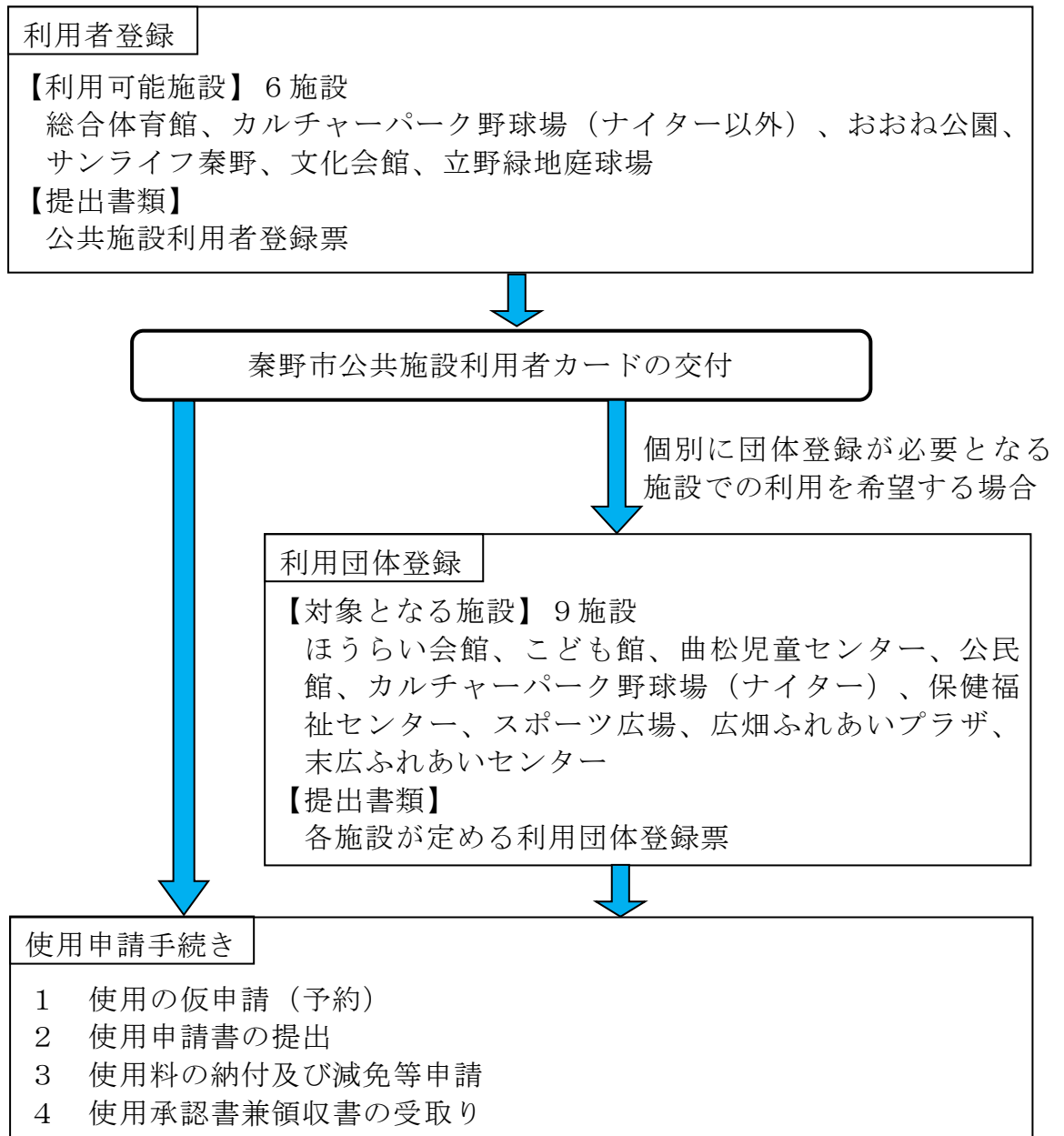
上記6施設以外の施設について利用を希望する場合は、各施設の条例施行規則に定める利用団体登録の規定に基づき、各施設窓口において利用団体登録手続きを行う。

その際、利用団体登録票を提出するとともに、必要に応じて各施設所管課の面談、審査等を受ける。

#### (3) 使用申請手続き

インターネット等で空室状況を確認後、インターネット、窓口、電話にのいずれかの方法により使用の仮申請（予約）を行う。その後、使用申請書の提出、施設窓口における本申請及び使用料の納付等を経て使用承認を受ける。

## 【利用者団体登録から使用申請までの流れ】



## 2 課題及び今後の方向性（案）

団体が複数の施設について利用を希望する際には、利用者登録を行った上で、必要に応じて各施設での利用団体登録手続きを行わねばならず、相応の時間を要するとともに利用者の負担増を招く要因となっている。

こうした課題を解決し、事務手続きの軽減と利便性向上による一層の利用促進を図るため、一度の登録で利用可能となる施設の範囲を拡大することについて検討を進める。